

# 三中だより

令和2年度 1月号



令和3年1月8日発行  
荒川区立第三中学校  
(学校通信 No. 12)  
校長 小柴 憲一

## 厳しいスタートとなった令和3年

昨年(令和2年)の正月は、まだこうなるとは多くの人々が想像もせず、例年通りの正月を過ごした方がほとんどだったと思います。しかし、1月6日に厚生労働省が「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」を公式にプレス発表してから、1月31日にWHOが「武漢市は緊急事態宣言に該当する」と発表し、2月に入りダイヤモンド・プリンセス号内で新型コロナウイルス感染症者が多数確認されるに至りました。

私たち国民一人一人、あるいは企業一つ一つが危機意識を持ち始めたのには時間差があると思いますが、今ではワクチン開発はされたものの接種まではまだまだ時間がかかること、また治療薬がないことから、緊張感を抜くことのできない毎日が続いています。

そのような中、「日本人には免疫がある」「10代以下は重篤化しない」など、人として誰もがもっている弱みにつけ込む、楽観視したくなる報道もあります。しかし、今はエビデンスのない情報に惑わされることなく、この厳しい状況から目をそらしてはいけないうのでしょう。

そのような中、昨年大晦日から今年の元日にかけてのカウントダウンイベントの自粛、都内列車の終日運転の取りやめ、有名神社の大晦日夜の閉門など、年末年始の人の動きをできるだけ減らすための対策がとられました。また、正月恒例のスポーツイベントにおいても大幅に観客を減らしたり、沿道での応援を自粛するよう呼びかけたりするなど、主催者側の必死な努力も見られました。その結果、カウントダウン集会への集まりや、元日の初詣の人数が大幅に削減されたと報道されております。しかし、一方で、31日深夜の渋谷の街で大騒ぎする若者や、ライブ中継されている箱根駅伝の沿道で「応援するわけでもなく、ただ単に中継カメラに写ること」を目的として、選手ではなくカメラに向かって手を振っている人も見られました。彼らにとって、どうしても必要なことだったのかどうかは分かりませんが、もし、単なる遊びだとしたら残念なことです。

何度も書いていますが、細心の注意を払っていても感染してしまうのは十分あり得ることですし、それを責めてはいけません。しかし、100人いて99人が細心の注意を払っていても、一人がそのような行動がとれなければ、感染症を押しやえ込むことはできないと言われております。

去年の正月直後の危機感を維持できていない人が増加しているのだとすれば、今年(令和3年)はもっと大変なことになると覚悟しておく必要があるなど、この正月に感じました。

「医療に従事する方々に感謝の気持ちを…」、それ自体は全く悪いことではありません。しかし、私は、そのフレーズが出始めたころに思っていたことですが、医療に従事されている方々が本当に求めていることを、私たち国民が行動で示す必要があるのではないかと強く感じました。

さて、去年は、PTA活動ができず、役員の皆様そしてボランティアで参加して下さった少数の方々にご多大のご苦勞をおかけしてしまいました。しかし、学校だけではできないこと、地域にいらっしゃる保護者・子どもたちの保護者でなければできないことがたくさんあることを痛感いたしました。本年も、どうかよろしく願いいたします。

※「今年(令和3年)はもっと大変なことになると感じていた矢先、昨日、1月7日に1都3県に対し緊急事態宣言が発令されました。「緊急事態宣言下及び3学期の教育活動について」を別に用意いたしましたのでそちらをご覧ください。また、本校ホームページでもご覧いただけます。

## 3年生は進路決定の時期

そのような状況の中、3年生はいよいよ卒業後の進路を決定する時期となりました。

面接指導をしていると、一生懸命自分をつくっていたり素のまま臨んでいたりなど様々ですが、「なんか心配事を抱えながら面接を受けているな」と感じる子どもがいます。面接終了後、指導・助言とともに、そのような子どもと懇談をすることがありますが、「親の期待に応えたいけど、自分は本当はどこに行きたいんだろう」と自分が本当に志望していることが分からなくなっている子どもや、「親はいいと言っているけど、できたら経済的に苦労はかけたくない」とつぶやいている子ども、「もしこの学校に落ちたらどこにも行けず人生がここで終わる」と強い焦りを感じている子どももいます。

私は、本校の生徒に「社会人の一員としての自覚を高める」ことを経営方針の柱としておりますが、これらの悩みをもつことが社会人に近づくための乗り越えなければならない壁であっても、中学3年生にとっては高い壁かもしれません。どの子どもも、不安や悩みは少なからず必ず抱えています。ぜひ、ご家庭でも気遣っていただきますようお願いいたします。

以下は、始業式の話の内容です。冒頭に話した、緊急事態宣言に関わる話は省略しています。

3年生は、来週からいよいよ都立高校の推薦受検の出願が始まり、その後、私立や都立の試験・検査・面接選考、そして合格発表・入学手続きと、それぞれのスケジュールで少なくとも3月中旬までは続いていき、それぞれの「進路」が決まっていきます。

そこで、今日は、年度の終わりを迎えるに当たって「進路」についてお話しします。

「進路」とは、その字の通り、「将来進む道」という意味であり、高校受験だけを指すものではありません。これからの皆さんの人生では、それぞれの節目で、進路を考える機会はいくらでもあります。

3年生の中には、今回の進路決定が「人生の岐路」のように、「将来が決まるような重要な場面」と受け止めて強いプレッシャーを感じている人もいられるかもしれません。私自身も、これまでの人生の中で、「進路決定」の場面に遭遇するたびに、「これが自分のこの先を決めるのではないかと」重く受け止めた経験があります。ただし、今思うと、「将来を決めるような重要な場面」とは言えなかったと思います。過ぎてみて、なぜ、そのように感じるようになったのでしょうか。

私のこれまでの進路決定に当たっては、必ずしもいわゆる第一希望であったとは限りません。むしろ希望した通りになったことの方が少なかったかもしれません。それでも、「将来を決めるような重要な場面」ではなかったとなぜ思えるのかというと、大切なことは「どの進路に進むか」よりも「決まった進路先で、①どれだけ良好な人間関係を築くか、②どれだけ新たな学習や経験から有益なものを吸収するか、③どれだけ自分がもっている資質や能力を発揮するか」の方が重要だったからです。昨年、「校内ハローワーク」がありましたが、お集まりいただいた講師の方々の中にも、希望通りの学校選択ができなかったという方がいらっしや、中には職業選択でも家庭や経済的背景から「やむを得ず」という方もいらしたくらいです。しかし、皆さん、堂々としていて、そして輝いて見えたのはなぜでしょうか。

つまり、進路決定は次へのスタートに過ぎず、それが正解だったかどうかは、その後の生き方で決まるものなのです。

3年生に限らず、1・2年生の中にも、中学受験で残念ながら不合格になり、三中に入学した人もいるのではないのでしょうか。三中に入学することが決まったときは、もしかすると不本意だったかもしれませんが、今でも引きずっている人もいられるかもしれません。しかし、ここ三中で友達といえる人を作ることができ、三中の授業や行事の中でためになることを学び、委員会や係活動あるいは学習結果で自分の力を発揮してきた人は、少なからず充実感や達成感を味わっていることと思います。それで十分、正解と言っているのです。

中学卒業後の「進路選択」も同じです。

推薦受検で早くに第一志望校に決定する人、一般受検でようやく第一志望校や第二志望校に決定する人もいれば、残念ながら第一・第二志望校など複数の学校に不合格になり、やむを得ず残った進路を選択する人もいられるでしょう。しかし、その進路選択が皆さんに適していたのかどうかは、その後の生き方で決まるのです。

皆さん、進路が決定したことだけをもって一喜一憂しすぎるのは、将来的にはあまり意味がないものだと思うようにしてください。

## 今回の都立受検のコロナ対策

東京都教育委員会では、今回の都立高等学校入学者選抜における、新型コロナウイルス感染症に関して追検査などの措置が準備されています。以下、3年生の保護者に配付いたしました募集案内と東京都教育委員会ホームページからの抜粋を紹介します。

令和3年度東京都立高等学校募集案内より

都立高等学校入学者選抜等におけるインフルエンザ等学校感染症  
(新型コロナウイルス感染症を含む)罹患等に対する追検査

第一次募集の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症への罹患等により受検することができなかった者について、志願する都立高校の受検機会を確保するため、「インフルエンザ等学校感染症罹患等に対する追検査」(以下「追検査」といいます。)を実施します。

1 日程

追検査の実施時期は、全日制、定時制とも、全日制第二次募集と同日程です。ただし、分割募集実施校においては、追検査を実施しません。また、追検査に出願した場合、志願変更はできません。

2 応募資格

第一次募集・分割前期募集の応募資格を準用するとともに、追検査においては、第一次募集の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症(新型コロナウイルス感染症を含みます。)に罹患した者、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条により中学校長が出席停止の措置を行った者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受検日現在、濃厚接触者と判断されてから14日が経過していない者及びPCR検査の結果を待っている者(これから検査を受ける予定の者を含みます。)で、第一次募集で出願した都立高校を受検することができなかった者のうち、インフルエンザ等学校感染症罹患等に対する措置を申請し、当該都立高校長から承認を得た者とします。

※ 追検査の措置を希望する場合は、中学校長を経由して、令和3年2月22日(月)午後5時までに、インフルエンザ等学校感染症罹患等に対する措置申請書(様式27)により第一次募集において出願した都立高校長に措置を申請する必要があります。ただし、都内の中学校に在学していない者は、中学校長を経由する必要はありません。

3 出願方法

分割後期募集・第二次募集の出願手続を準用します(19ページ参照)。ただし、入学願書は、インフルエンザ等学校感染症罹患等に対する追検査用(様式32)を用います。

また、出願の際には、医療機関の証明書又は中学校長が出席停止の措置を行ったことについて証明する書類を添付し、入学願書と併せて当該都立高校に提出します。

なお、追検査に出願する際には、入学考査料(全日制の場合は2,200円、定時制の場合は950円)を別途用意し、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けます。

4 出願手続き

(1)検査教科等

学力検査の教科については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とし、各教科の満点は100点とします。また、追検査で使用使用する検査問題は、分割後期募集・全日制第二次募集で使用使用する検査問題と同一のものとなります。

なお、チャレンジスクール及び八王子拓真高校(チャレンジ枠)においては、学力検査を実施しません。

学力検査以外の検査の実施内容は、各都立高校が別に定めます。

検査教科等のうち、1教科(各都立高校が定めるその他の検査を含む。)でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなします。

ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなします。

(2)集合時刻及び時間割

全日制第二次募集を準用します。

なお、学力検査以外の検査については、各都立高校が定める日時で実施します。

(3)検査会場

学力検査会場は、東京都教職員研修センター又は東京都立川合同庁舎とします(各都立高校がどちらかを指定します)。また、学力検査以外の検査会場は、各都立高校が受検票により指定します。

なお、島しょの都立高校において追検査を実施する場合は、当該都立高校を検査会場とします。第二次募集を併せて実施する場合は、第二次募集とは別に追検査の会場を校内に設置して実施します。

5 選考

選考は、各都立高校があらかじめ定めた選考方法に基づき行います。

なお、受検者のうち、各都立高校が定めた基準に達していると認められた者の中から合格候補者を決定します。

東京都教育委員会ホームページより(12月10日)

令和3年度東京都立高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症対策(追加)について

新型コロナウイルス感染症への対策として、次のとおり実施しますのでお知らせします。

1 感染が疑われる者への対応

(1)発熱のある受検者の扱い

登校時に受検者の体温をサーモグラフィにより測る。発熱がみられる場合は、別室等に案内し、改めて体温を測る。それでも発熱がみられる場合、それぞれ以下の対応をする。

ア 37度以上37.5度未満の場合、令和3年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱(以下「実施要綱」という。)第7に定めるインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追検査(以下「追検査」という。)の受検を促す(第一次募集受検者)。当日の受検を希望する場合は、別室受検とする。

※ 分割前期募集受検者の場合は、分割後期募集の受検を促す。

イ 37.5度以上の場合、受検は認めず、追検査の受検を促す。

(2)濃厚接触者とされた受検者の扱い

濃厚接触者とされた者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合、別室受検を認める(高等学校、中等教育学校及び中学校の全てを対象とする。)

ア PCR検査又は抗原定量検査の結果、陰性であること。

(結果が判明するまでの期間は受検不可)

イ 受検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

エ 終日、別室で受検すること(ただし、校地内において別室まで他の受検者と接触しない動線が確保されていることとする。)

2 インフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追々検査の実施

実施要綱第7-11に基づき、別に定めるインフルエンザ等学校感染症罹患患者等に対する追々検査(以下「追々検査」という。)について、以下のとおりとする。

(1)日程

事項	日時
出願	令和3年3月23日(火曜日) 午前9時～午後3時
学力検査	令和3年3月26日(金曜日) 集合 午前8時30分
面接及び実技検査等	各高等学校が定める時間
合格者の発表	令和3年3月29日(月曜日) 正午
合格者の入学手続	令和3年3月29日(月曜日) 正午～午後3時 令和3年3月30日(火曜日) 午前9時～正午

(2)募集人員

「令和3年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に既に定めている。

なお、受検者から追々検査の措置の申請がなかった高等学校は追々検査を実施しない。

(3)応募資格

ア 追検査の措置の申請をしたが、追検査の検査当日に、インフルエンザ等(注)に罹患した者

(注)「インフルエンザ等」とは、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条により中学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症(新型コロナウイルス感染症を含む。)をいう。以下、同様に「インフルエンザ等」という。

イ インフルエンザ等に罹患したため又はインフルエンザ等への感染が疑われたために第一次募集又は分割前期募集を受検できなかった者で、分割後期募集の検査当日に、インフルエンザ等に罹患した者

ウ 学校保健安全法第19条により中学校長が出席停止の措置を行った者(以下「出席停止の措置を行った者」という。)又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者で、追検査又は分割後期募集で出願した高等学校を受検できなかった者。ただし、インフルエンザ等に罹患した者、インフルエンザ等への感染が疑われた者又は出席停止の措置を行った者であるため、第一次募集又は分割前期募集を受検できなかった場合に限る。

上のアからウまでの者のうち、追々検査の措置(実施要綱第6-3に準ずる。)を申請し、当該高等学校長からの承認を得た者

(4)出願方法・手続

追検査の出願方法に準ずる。

(5)学力検査等の実施

ア 学力検査については、追検査に準ずることとし、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とする。

イ 集合時刻及び時間割については、追検査に準ずる。学力検査以外の検査については、各高等学校が定める時間に実施する。

ウ 検査会場は、追検査に準ずることとする(各校が東京都教職員研修センター又は東京都立川合同庁舎のどちらかを定める。)。学力検査以外の検査会場は、当該高等学校が受検票により指定する。

これらは救済措置ではありますが、この措置を受けたとしても、感染者もしくは濃厚接触者となったり、急に別室受験になったりすることや、スケジュールが大幅に崩れることを考えると、少なくとも有利とは言えないと思います。また、この措置は、来年度はあるかどうか分かりませんので、2年生の保護者の皆様は、今年度の特例措置だと理解していただきますようお願いいたします。

感染拡大が高止まりするのか、収まり始めるのか見通せない状況ではありますが、できる限り健康な状態で当日に臨めることを願うばかりです。